

第2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

議 事 録

日 時：平成19年10月24日（木曜日）

午後3時から午後5時まで

場 所：宮城県庁行政庁舎9階第1会議室

1 開 会

司会 定刻少し前でございますが、予定の先生方、ただいまお見えになっておりますので、ただいまから第2回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

2 あいさつ

司会 開会に当たりまして、環境生活部三部部長よりごあいさつ申し上げます。

三部環境生活部長 委員の皆様、こんにちは。本日は大変お忙しい中、第2回目になりますが、評価委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。

前回、7月27日だったと思いますが、評価委員会におきまして、委員会の運営についてご検討いただくとともに、工事期間中のモニタリング計画についてご審議いただき、各委員から有意義なご意見をいただきました。大変ありがとうございます。前回ご説明いたしました支障除去対策工事につきまして、実施設計の作業を終えまして、先週、19日になりますが、住民の皆様方にご説明するとともに、知事と意見交換会ということで開催したところでございます。住民の皆様方からは、さまざまなご意見、ご要望を賜り、県としてもこれらを踏まえながら、これから対策工事を進めたいと考えてございます。

本日の会議ですが、次第にありますように、報告事項として2件報告させていただきたいということと、審議事項2件の4件でございます。前回、諮問させていただきました工事期間中のモニタリング計画について、各委員の方からの意見を参考にして、今回修正案を作成いたしました。後ほど説明申し上げたいと思います。

また、今回新たに工事後のモニタリング計画についての計画案を作成いたしました。これについても説明申し上げます。各委員から忌憚のないご意見をいただき、地域住民の皆様方の安心安全を確保したいというふうに考えておりますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

司会 ここで、本日ご出席いただいております委員の方についてのご報告をいたします。

10名の委員中、ただいま8名の委員にご出席をいただいております。委員会条例第4条第2項の規定に基づきまして、委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、この後井上委員が、若干遅れてでございますが、ご出席になる予定です。都合9人の委員にご出席をいただくことになっております。

3 議 事

司会 それでは、議事に移りたいと思います。

議長につきましては、条例第4条第1項の規定によりまして、委員長が務めることとなっております。須藤委員長よろしくお願いいたします。

須藤委員長 かしこまりました。

それでは、一言ごあいさつを申し上げた後、議事を進めたいと思います。

前回、大変有意義な討論ができたのではないかと、こういうふうに考えております。特に地元の委員の方から、現状における処分場の問題、課題や問題点について詳しくいろいろ意見をいただきまして、なるほど大変なことだということで、問題解決の大変さ、困難さを再認識したところでございます。

本日は、次第にありますように報告事項2件、審議事項2件ございますが、前回一度お話をいただいたモニタリング計画については修正をされたということでございますので、できれば本日で答申の方向性を定めていきたいと考えております。

また、諮問を、モニタリング計画についていただいておりますので、これについては本日は諮問の内容を伺って、次回にできれば詳しくご審議をいただければと、こういうふうに考えているところでございます。どうぞ円滑な議事進行にご協力をいただきたいということをお願いいたしまして、議事を進めていきたいと思います。

(1) 報告事項

委員会の運営に関する事項について

須藤議長 それでは、最初に報告事項でございますので、委員会の運営に関する事項について、事務局からご報告をお願いします。

事務局（加茂室長） それでは、報告事項2件ほどございますが、1件目の委員会の運営に関する報告事項についてご説明いたします。

説明の前に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、資料の1、それから資料の2、それから資料の3、4、と4種類ございます。そのほかに参考の1と参考の2というのがございますので、ご確認をいただきたいと思います。

あわせて本日、工事後のモニタリングについて諮問いたしましたので、その諮問書の写しも

お配りしております。ご確認をお願いいたします。

それでは、委員会の運営に関する事項についてご説明いたします。

資料1をご覧いただきたいと思います。

前回、第1回の評価委員会におきまして、委員会の運営に関する事で、傍聴人の発言を認めること及び委員本人が欠席した場合の委員会の代理出席について、前回委員会で審議された事項の確認及び事務局の調査検討した結果を報告いたします。

まず、最初に、1番目の傍聴人の発言についてでございます。

本委員会は、専門的な見地から意見を伺うための委員を委嘱しており、委員の間、相互で審議検討をお願いするものでありますことから、原則として傍聴人の発言は認めませんが、委員から事前に届け出があり、委員長が了承すれば発言を行うことができるというように前回の委員会で決定されました。

ここまでは前回の審議内容でございますが、その実際の手続について前回審議されておりましたので、県の案として、その手続を提案させていただく部分が資料1の1番目の箱の二つ目、運用に関する確認事項の一番下、「具体的には」というところでございます。

読み上げますと、具体的な事務の流れとしては、開催日の前日までに委員からファクシミリ等により「発言者・発言内容の趣旨」を事務局に届けていただき、事務局が事前に委員長に諮ることとしてはどうかということで、その手続部分を事務局として提案させていただくものでございます。

次に、2番目の委員会への代理出席の件でございます。これは前回のご審議の中では条例上、認めることができるかどうか、それを県が調べるようにというご指示をいただきました。県として調べた結果、結論といたしましては、条例により設置される本委員会は県の附属機関に位置づけられており、委員は非常勤職員として委嘱されているということから、委嘱を受けていない方が本委員会に委員として出席するということは認められないということにされております。しかしながら、欠席される委員の意見等を反映させる手段といたしまして、先ほど1番目の方で説明したように、傍聴人が欠席委員の意見を代弁するということが可能だと考えますので、そういった形で対応してはどうかというふうに考えております。

あわせて、欠席する場合には意見書とかレポート、そういう形でのご提出もいただくことが可能でございますので、私どもとしてはそういった柔軟な対応をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、委員会の運営に関して検討した結果を報告させていただきます。

須藤委員長 どうも加茂室長ありがとうございました。

ただいまのご説明のとおりでございますが、委員会の運営に関する事項、いかがでございますでしょうか。何かご質問なり、あるいはさらにつけ加えることございますか。よろしゅうございましょうか。はい、では佐藤委員どうぞ。

佐藤委員 今のですべてではなくて、名称とかですね。あのとき話題になったのは、傍聴とか、傍聴人の発言とかということもありましたけれども、役割というか、評価委員会の役割、その上に再生をつけるかつかないかということで大分もめたというか、委員長からこういう再生を頭に被せたやり方はできないのかという話があったはずなんですけれども、そこについてはこの後にやるわけ。もう今のですべて終わったとすれば、それを言わないのは、今後まずいなというふうに思います。

須藤委員長 委員会の役割の中にそれが入っているかどうかが出るような名称でないといけないと、そうおっしゃっているわけですね。どうぞ。

事務局（加茂室長） 委員会の名称につきましては、これは条例で名称が決められておりますので、前回もそのことを変えることはできないけれども、委員会の役割として幅広くいろいろご検討していただくということについては、可能ではないかということをお答えいたしました。

須藤委員長 ということで、佐藤委員。

佐藤委員 議事録とって子細に見ました。委員長の言い方と、それから事務局の言い方の間にちょっとした距離があると。我々は再生を、どの程度再生したのかということの評価する委員会だぞというふうな言い方をしましたので、そののところをもう少し明らかにしていただかないと、これは県の条例ですからというふうな一方的な言われ方をされれば、また虫が騒ぐということになります。

須藤委員長 どうぞ、今のご発言について。

事務局（加茂室長） ただいま名称の件と、その役割の件と二つございましたけれども……。

須藤委員長 名称はね、名称よりも、佐藤委員は恐らく内容の話をされているんだと思いますので。名称はね、これは決まりですから、こういうのに決めたと言われれば、それでいいんですが、中のことでどうですかというふうにおっしゃっておられると思いますので、その名称はもういいですよ。

事務局（加茂室長） 役割としては、条例には生活環境影響調査に関することを審議するというふうにされておりますけれども、再生ということについては、処分場がどのようになってきているかということをチェックすると。今どういう状態にあるかということをチェックすると

という意味だと思いますので、それを評価委員会でいろんなモニタリングデータを審議しながら、処分場の状態を審議する。どの程度再生したか審議するということだと思いますので、そういったことでは、佐藤委員のおっしゃることは、県としても十分理解できるものだと考えております。

須藤委員長 ということは、評価の中に再生ということを含んでいるという理解で、この委員会を進めていくということによろしいですね。佐藤委員は多分その辺のところかね。どうぞ。佐藤委員 済みません、大切なところだと思っております。すべてがその、どのくらい再生したか、竹の内がどのくらい再生したのかということに尽きると思うんですよね。我々がやるのも、廃対がやる仕事も、それから県がやる仕事も、環境省がかかわる仕事も、再生だと。これ以上悪くはならないよというのは当たり前の話で、再生に向かって仕事をしていかなければならないということなので、これは大変大きな目標としたらば、欠くべからざることではないか。再生を目標に動くんですよということを、もう1回確認していただければということでございます。

須藤委員長 さらに何かありますか。

事務局（加茂室長） はい、わかりました。

先ほど申し上げたように、再生に向けて検討していくということで、県としても同じ考え方でございます。

須藤委員長 わかりました。佐藤委員と県が同じだということなので、もう1回議事録をちゃんと、今日の議事録で再度確認、このとおり書いていると思いますので。

ということで、報告の委員会の運営に関する事項については、このとおり決めさせていただきますが、特に役割の中に、ただのモニタリングというふうに単にとられるような部分ではなくて、きちっとね、再生を評価していくということも含まれるんですよということを、ここで確認をしておく、こういうことによろしゅうございましょうか。

それでは、ありがとうございました。

支障除去対策工事の概要について

須藤議長 報告事項の2番目、支障除去対策工事の概要についてご説明ください。

事務局（加茂室長） それでは、報告事項の2番目についてご説明いたします。

このたび支障除去対策の工事の実施設計がまとまりましたので、その内容についてご報告いたします。

資料の2の、2枚ほどめくっていただいて、1ページをご覧いただきたいと思います。

記載しております順に、工事の概要からご説明いたします。

まずは準備工でございますが、支障除去対策に必要な仮設備の設置、工事に支障となる廃材等の撤去をまず行います。次に、多機能性覆土と覆土整形工を行いますが、覆土整形工事の際に濁水発生を極力抑えるために、濁水発生の要因となる裸地のエリアを小さくして工事を進めてまいります。具体的には全体を3,000平米程度の28ブロックに分けて分割し、伐木、除草、仮設備設置、覆土整形、多機能性覆土工、緑化の順で各ブロックごとに次々とやってまいります。そのような形でできるだけ1回に生じる裸地の面積を小さくして、濁水の発生を抑制することといたしております。

図の1をご覧ください。この図は覆土整形工の標準断面図でございます。覆土整形工では、雨水の地下浸透による埋立地内部からのガスの発生を抑制するため、現在の覆土の表層を切土や盛土、切土については図で示す黄色い部分です。それから盛土については、図で示す赤い部分でございますが、切土、盛土を行い、1～3%の雨水排水勾配を設けることとしております。この図では左から右への勾配となります。この工事により雨水が速やかに排水されることになることから、雨水の地下浸透量の低減に効果があるというふうに考えております。それで覆土の表面には、施工後の裸地の期間を短くするため、発芽育成が可能な数種類の芝系の種子を混合したものを散布し、緑化を施します。なお、覆土の整形に伴って、廃棄物層を掘削することはありません。

次に、図の2をご覧ください。

この図は、多機能性覆土の構造図でございます。覆土整形工の終了後に所定の位置に多機能性覆土を設置します。この多機能性覆土は捕捉層の1、これは酸化鉄と砂を混ぜたものでございます。それから捕捉層の2、これは活性炭と砂を混ぜたもの。それからバリア層、これは発生土を締め固め、雨水の浸入を抑制するものでございます。それから植栽層の、4層構造から成り、埋立地から発生するガスを吸着、分解させるものでございます。

次に、図の3をご覧ください。

この図は、多機能性覆土の施工範囲を示したものでございます。多機能性覆土の設置範囲は、硫化水素ガス発生の経時的な変化とそれから多機能性覆土の性能維持年数等を勘案しまして、平成19年度と平成16年度に実施した表層ガス調査により硫化水素が地下で100ppmを超えた範囲をこの多機能性覆土を施すこととしております。

なお、この工事で不十分で、周辺環境に影響が生じるというおそれがあると判断した場合に

はさらに表層ガス調査等を行い、必要な箇所には多機能性覆土等を含め適切な対応をすることにいたしております。

次に、1ページの右下をご覧ください。

この3枚の写真は、処分場内で今年の夏に行いました多機能性覆土の捕捉層についての施工試験でございます。

は捕捉層の1の酸化鉄と砂を混ぜたものの敷き均し、は捕捉層2の活性炭と砂を混ぜたものの敷き均し、は捕捉層の転圧締め固めを実施したものでございます。この試験によりまして、現地での施工は十分可能ということが確認できました。

それでは次に、資料の2ページをお開きください。

2ページの図の4でございます。この図は、雨水排水工の計画図でございます。雨水排水工は、処分場周辺からの雨水浸入の防止や場内の雨水排水を行うためのものでございまして、新たに北側の町道部分と東側の農道沿いとそれから処分場内の縦断方向に排水溝を整備します。これにより大雨のときにおいても下流側への雨水排水が可能となります。

次に、図の5をご覧ください。

この図は、処分場北側の町道沿いに設置する雨水排水溝の横断図でございます。北側の排水溝については蓋付きとし、道路の段差を極力なくし、利便性の向上を図っております。なお町道自体は東側の方に高いところがあるため、自然排水ができないので、可変勾配といたしまして、排水溝の底の部分が道路の高さとは逆になるようなものを使用しております。それによりまして、西側の方から東側の方に水が自然に流れるような形をとっております。

次に、図の6をご覧ください。

この図は、掘削面から廃棄物層までの距離が50センチより小さいとき、雨水排水溝の断面図でございます。雨水排水溝の埋め戻しに際しましては、埋立地からの発生ガス対策として、廃棄物層までの距離が50センチより小さいとき、その場合には多機能性覆土と同様にガス発生防止のために捕捉層を設置いたします。

次に、図の7をご覧ください。

この図は、処分場入り口のところの農道を横断する雨水横断管渠について、荒川の方から見た現況及び対策後の横断図でございます。農道の雨水横断管渠分には幅1メートル50、高さ60センチのボックス水路を現況の農道内に設置をいたします。なお、荒川の方は幅1メートル40、高さ80センチのボックス水路となります。

その他の工事といたしましては、雨水排水工に伴う道路舗装復旧工事を行います。また、管

理上必要なフェンスを処分場周囲に設置いたします。さらに、図面にはございませんが、東側に硫化水素の発生を防止するためのシートを覆っているんですが、そこにも保護工事をいたします。

以上が工事の概要でございます。

次に、資料の3ページをご覧ください。これは工事安全計画に関するものでございます。

工事期間中も住民の方々が安心して生活ができますように、工事を安全に行うための計画をご説明いたします。

まず、先ほど申しましたように、濁水発生を極力抑えるために小さなブロック単位で工事をしていくということでございます。なお、濁水発生時の対応といたしましては、発生した濁水を場内の沈砂池あるいは沈砂槽にポンプで送水し、沈殿確認後、放流することといたしております。

次に、埋立地発生ガス対策として、作業環境や周辺環境の保全のため、各作業場において硫化水素、酸素、一酸化炭素、可燃性ガスやベンゼンのガス濃度を作業時に測定いたします。その結果を、労働安全衛生法を参考にあらかじめ設定した作業管理値と比較し、万一、作業管理値を超過した場合には大気環境調査などを行い、周辺に影響がないことを確認いたします。

また、騒音・振動対策として、工事に使用する建設機械は低騒音・低振動型といたします。なお、工事車両が走行するときには、安全走行に努め、時速20キロメートル程度の低速で場内を走行することといたしております。

その他といたしまして、覆土整形工の盛土材として使用するために、村田町内の道路工事から発生した土砂約7,000立方メートルをできれば11月に搬入を開始して、今年度末までに埋立地内の新工区に搬入する予定にしております。なお、搬入される土砂は、成分分析調査により安全性を確認したものであることを申し加えさせていただきます。

それから、同じく3ページの右の表でございますが、主な工事数量に関するものでございます。主な工事数量は、覆土整形工といたしまして、掘削工約1万2,000立方メートル、盛土工約2万3,000立方メートル、多機能性覆土工約6,600平方メートルを施工いたします。

下の表は、工事工程の概略表でございます。今年の11月頃に入札手続に入り、来年の2月頃工事を着工するというにいたしております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

これは今まで説明してまいりました工事内容に関する全体計画図でございます。ご確認をお願いいたします。

それから最後に、5ページをお開きいただきたいと思います。これは造成計画、多機能性覆土、雨水排水工の各標準断面図でございます。

以上で実施設計の概要について報告を終わらせていただきます。

須藤委員長 どうも簡潔にご説明いただきましてありがとうございます。

ただいまは実施設計の概要でございます。どうぞご質問、これは主としてご質問になろうかと思いますが、ご意見なりもどうぞ結構でございますので、どなたでもどうぞお願いいたします。

では、佐藤委員からどうぞ。おかけになってでよろしいですよ。

佐藤委員 この中で、今の説明だと、知事が現地に行って説明してOKをとったというふうにとられるような言い方をなさったんですが、我々出席してまして、そのOKと言った覚えはないと。最後に言ったのは、今日の評価委員会の先生方にこのことを提案して、先生たちに評価していただきますから、このとおりでいいですかという聞き方をしますというふうに知事のところに申し上げたということがございます。

それで、少し長くなりますけれども、今まで県がですね、こういうふうな施策を変更するか、新しい施策をやるというときは、必ず審議会とか委員会とか、そういうふうなところの先生たちに相談して、いいことになりましたというふうな言い方をしていました。今回は、県独自。それで、それをあちこち、まあ一番問題になっているのは、あちこち多機能性覆土をしますということなんですね。我々は、あちこち多機能性覆土をするというふうなのを現実に見たのは、このごろ初めてでございまして、この前までは、委員長ご存じだと思うんですけども、提案されたというか、提案されたときには、案がありました。（案）と書いてあった。だから、これは本当は評価委員会で評価して、ゴーサイン出すんだらうなというふうに私は思ったんですが、おととい、さきおととい、現地に知事が行って、住民に説明してOKを受けたと。それで、（案）がなくなったんだよみたいな言い方をされますので、我々はOKを言った覚えはないと。

私が最後に言ったのは、評価委員会の先生たちに相談して、これで本当に竹の内の再生につながっていくのかどうか、先生たちに判断してもらったらいんじゃないかというふうな言い方で、物別れに終わった。正確に言えば、物別れですね。ということなのでございます。だから、委員長が下手にあちこち多機能性覆土OKというふうなことを言われれば、評価委員会がこれはオーソライズしたということになりかねません。そうなれば、私もその中の1人なものだから、これはここに便々と座っているわけにはいかないだろうと思ったところでございます。

た。

それで、ついでに申し上げれば、施策が、新しい施策、それから変更した、それはやっぱりこういうふうなデータがあるから、施策をこういうふうに変更しましたという納得するデータを示してもらわなかったら、特に地域住民なんかは納得できるわけがない。今みたいに、いつの間にか案がなくなってしまった。事務局はね、あれでみんなに納得してもらったと思っているの。

須藤委員長 佐藤委員から最近の経緯のことと、今日の委員会の課題についてね、ちょっとご意見をいただいているので、これは恐らくここにおられる、本当に地元におられる方は意味がわかっているのかもしれないけれども、佐藤委員のご主張を十分理解できない方も結構おられるんですね。今のところだけの経緯のね、案のところがとかとおっしゃっているの、この委員会の役割と処分場の実施設計ですかね。こういうところのチェックをどういうふうにするのかということで、恐らく佐藤委員はおっしゃっておられるんだらうと思うので、ちょっとその辺のところをきちっと説明していただかないとですね、議事進行上も困りますので、是非そこはご説明ください。はい、どうぞ、部長、お願いします。

三部環境生活部長 私のあいさつにも申し上げました、先週、知事を含めてご説明申し上げて、佐藤委員のお話のように、今日傍聴の方も含めてですね、一部の方々にはまだといいますか、理解が得られていない、賛成が得られていないということは承知しております。

しかしながら、町及びその他のの方々のご意見を踏まえまして、県としてですね、現在この進めようとしている工事に一定の責任も持ちながら進めてまいりたいということでございます。

これまでの、佐藤委員お話があったように、例えば平成17年度総合対策検討委員会なりの中です、どういう工法をとったらいいのか。ガス対策なり、あるいは汚染水の拡散防止対策なりについてご議論いただいて、例えば平成17年度は8案だったかと思いますが、さまざまな案が、工法が提示されて議論された。しかし、そこでは絞り切れなかった。その後、平成18年度にかけてですね、その総合対策検討委員会のメンバーのお1人の方から、現在の原形となっておりますPRB、あるいは多機能性覆土についての工法の提案がございまして、これらについて対策検討委員会という組織ではないですが、そのメンバーの方々に個別に意見を伺いながら、県として行っていくことの効果があるのではないかとということで、具体的には平成18年度、その方向をもとに、具体的に基本設計に入ったということでございます。

基本設計は、専門のコンサルタントの方に委託しながら、そのコンサルタントが研究分析、あるいは計画をしていくに当たって、これにつきましては、いわゆる組織としての会議ではご

ざいませんが、専門委員の方々に、それぞれまた調査指導をしていただくという格好で進めてまいりました。

一つ例がございました多機能性覆土、お話のように、私の方から具体的に申し上げますと、平成17年度は全面的に多機能性覆土を施すということでございました。平成18年度になりまして、部分的にということでございます。現在の面積、8万平方メートルだとすれば、4万平方メートルぐらいの話を昨年8月なり7月、夏までにですね、お話を申し上げて、佐藤委員さんや地元の方々にご説明いたしました。

私どもはこれでいきたいというふうに考えてまいりまして、国の方に、環境省及び産廃処理振興財団の方に技術的な見地なり、あるいはまた合理性なりの部分で指導、あるいは個別、現地にもいらしていただいて分析をしていく中で、半分程度の面積といいますのは、今回100ppmを超えたところについての多機能性覆土を、先ほど室長から申し上げましたけれども、6,600平方メートルかな、ということでございますが、昨年度は4万平方メートルほどやろうとしたときには10ppmを基準にしてございました。この10ppmについて、余りにも低く過ぎるのではないかと。もう少し今現在、緊急事業を行った結果で一定程度の効果が、抑止力が働いて、例えば硫化水素については、それほど支障のない状況ではないかと。むしろ多機能性覆土をやる必要までもないのではないかという話などが、先ほど言いましたように、国及び産廃財団の専門家の方々から事前指導もございました。しかしながら、私どもとしては、多機能性覆土の効果を含めてですね、部分的にでもやっていきたいという折衝を申し上げながら、その10ppmを100ppmにしてでもやりたいということで、結果としてこういう形になってございます。

その中で、地元の住民の方々からすれば、全面から半分、半分からさらに部分ということの思いはお持ちかと思いますが、私どもとして100ppmで当面6,600平方メートルをやることによって効果は保たれるのではないかと。そしてまた、知事が前回の説明会のときに申し上げたんですけれども、私どもも申し上げたんですが、調査をしながらですね、支障が、硫化水素について環境基準を、厳しい方の悪臭防止法の基準をですね、超えるようなことがあれば、その分について追加、多機能性覆土をやるということも明言させていただいておりますので、そういうことで私ども形式的には審議会のような形はとらなかった、とっていなかったわけですが、この案について自信を持っているということで、責任を持ちながら進めたいという考え方でございます。

須藤委員長 どうも部長ありがとうございました。

経緯はそういうことで、ほかの委員の方もご理解いただいたと思うんですが、佐藤委員のご

主張は、今のお話で理解をしていただいたかはともかくとして、一応お答えをしていただいているのですね、ほかの委員の方にもちょっとこの辺について伺って、質問がなければ佐藤委員に戻しますが、岡田委員とか、この辺のご専門家の方どうですか。今の処分場の、これは実設計書ですよ。特に今佐藤委員が出されたのは、多機能性覆土のところ徐徐に少なくなってしまっていると。それは、環境省から予算をいただくとか何かそういうことがあってですね、最低限度と言えば最低限度なんでしょうけれども、そういう形でこれだけ縮小されたというような意味だと思えますけれども、何かほかにご意見ありますか、ここの部分について。この工事のいい、悪いをここで論じることでは、私はないんだろと思うんです。私どもはモニタリングをしながら、具合が悪くなったらどうしようかということをやればいいとは思いますが、何かこれをご覧になってありますか、ほかにご質問なり。ほかの先生ももちろん結構です。はい、どうぞ、藤巻先生、どうぞ。

藤巻委員 佐藤委員がですね、先ほどのような発言をされた経緯の裏を勝手に私なりに推測してみますとね、一番最初、この竹の内の処分場の対策委員会というのは、かなりの期間をかけて議論をした。最終的に報告書を出してきたものの、実際には一本の案に絞ってこういう方法でいこうというところに至らなかった。で、至らなかったにもかかわらず、いつの間にやらPRBという方法がぼんと飛び出してきたと。そこは一体だれが決定権を持って、だれがその方向でいこうと決めたのかというふうに佐藤委員は思われているんだろと思います。

それからさらにですね、PRBだの、それからポンプ&トリートメントだの議論をしているうちに、どうやらその二つも消えてきて、多機能性覆土だけでどうもいきましょうというような話になってしまっていると。一体だれがどういう権限でそれを決めて、村田町の住民の人がどうも十分納得はされていない状態であるにもかかわらず、進行しているのかというのが佐藤委員の疑問だと思います。ですから、その件についてお答えいただかないと、佐藤委員は納得されないのではないのでしょうか。その点についてご説明いただければと思います。

須藤委員長 どうも藤巻委員、大変わかりやすく解説していただいて、ありがとうございます。

多分そここのところはお答えいただかないと、このモニタリング計画とか何か言ってもまずいのですね、どうぞ今のところをお答えください。

三部環境生活部長 十分にお答えできるかわかりませんが、不足の部分は室長なりから申し上げたいと思いますが、先ほどちょっと申し上げたつもりだったんですが、総合対策検討委員会で8案、お話のように、私も申し上げたつもりですが、絞り切れなかったということでございます。それから現状モニタリングという幅の広い内容だったと思います。それぞれ定性的な評

価はしたと思いますが、工法の効果とかについてはなかったと私も理解しております。受けとめております。

その後です、組織を、対策検討委員会を解散した後に、具体的には、先ほど申し上げたお1人の方から、地元の方、そして県の方としても対応すべきという意思を踏まえて、今の原形となっておりますPRBと多機能性覆土の案が出された。私どもは、これに効果を期待して、より詳細な調査を県の責任でということで、検討委員会ではなくてですね、その継続を含めて、スイッチしないで進めてきた結果ということでございます。そういったことで、お話のような部分で、組織をつくらないで工法をどう決めたのかに対しましては、結果として県として、個別になりますけれども、コンサルタント及び個別の大学の先生方に指導をいただきながら、県として判断してきたというところでございます。先ほど申し上げましたように、その後の行政、国の方に対する説明なり、あるいは指導については先ほど申し上げました。

それから、P&T工法との比較ということについてでございますが、これは昨年8月に知事を含めて参りましたときに、地元の方々から、PRB工法よりもP&T工法についての適切性、提案をいただきました。それで、私どもとしては、結果的には短時間だったんですけれども、先ほど言いました国に対する申請書の中にですね、P&T工法を入れて、すべて5案なんですけれども、5案という格好で比較しながらですね、繰り返しになりますが、8案の中から幾つか選び、それからPRBプラス多機能性の今の案を入れ、さらに地元から提案のあったP&T工法を入れて5案をつくりまして、それぞれ合理性、環境基準との対応の仕方、あるいは経済性を入れて、これにつきまして、5案について国の方の指導を得ながらの中で、私どもが進めておいたPRBプラス多機能性の案を展開した方が合理性がある、経済的にも進めやすいという結論に至ったというところでございます。

その部分について、P&Tと今の工法との比較については、昨年11月になりますけれども、8月から3カ月後になりますけれども、地元の方々にはある程度の部分をご説明申し上げたというところでございます。これにつきまして、P&T工法が優位だという話のご意見の方もございますが、我々としては町さんの理解も得ながらですね、進めてきているという状況でございます。

須藤委員長 加茂室長、今のご説明で、特に技術の判断をしているわけなのですね、今のところでいいんですか。追加はいいですか。

事務局（加茂室長） もう1点追加をさせていただきます。

先ほどPRBはやらないことになった、消えたということでもございましたけれども、そうで

はなくて、第1期工事は多機能性覆土、それからモニタリングをして、必要であれば第2期工事としてPRBをするという考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

須藤委員長 この工法の選択は、佐藤委員、今のような経緯でね、決めたところおっしゃっていられるので、委員会が、この委員会が全く関与しているわけではございません、まずはね。それから、その前の総合対策委員会ですか。そこである程度のところまで絞ってあるけれども、最終的には行政が決めたということに私は理解をいたしました、佐藤委員、それでよろしゅうございますか。はい、どうぞ。

佐藤委員 だんだん核心に迫ってまいりました。今の部長の話で、地元がOKしたんだからいいんじゃないかと言われるような、そういうふうな言われ方も少しされた。

それから、全面にやるのが半分になって、今は10分の1になったよと。それで、知事に申し上げた、役所としたらですね、地元の人たちほとんどが、あいつとあいつとあいつはうんと言わなかったけれども、ほとんどの人がうんと言ったんだよというふうなことを言いたいのばかりです。それで、ああそれだなと思ってあのときは聞いていました。だけれども、ほとんどの人が、あの後に役場の幹部が来まして、私のところに、どういうことだったんですかというお話がありました。それで、あのときうんと言ったわけではないぞと。実は知事が、そのことを少しご説明しますと、知事がそのことを提案された。案をとった。案をとるのに、そのことを提案されたときにですね、竹の内はまだ生きているんだよと。廃棄物対策課の人だって、みんな生きていると言っているんです。だから、あちこち絆創膏を張るみたいに多機能性覆土をしたって、それは全然話になりませんというふうなお話をしました。

それで、町の幹部が来たときには、例えば予算がないのは百も承知していると。だったら、3工区だけ今年やりましょうか、来年4工区やりましょうかというふうな、あっちこっちびたびたと張りつけるのはやめて、そういうことも考えられるのではないのというのを町の幹部にはお話ししました。そういうことが一つあるんですね。

それで、実は我々ずっと竹の内に入っていて、何回も何回も言っているんですが、例えば側溝からガスが出ます。2メートル、3メートル、4メートル離れたところのガス濃度というのは、全然違ったりしていたわけですね。それは1年にわたって我々観測しています。ここで、例えば委員長のところで600ppm出ました。私のところは30ppmですというような状態がずっと続いていました。それで、今回案をとった、あちこち多機能性覆土しますというふうなのにしていったその根拠は何。何回計ったのと言ったら、平成16年に1回、平成19年に1回計りましたという話なので、1回だけでそんなことしないでくださいというふうなお話をいたしま

した。それは、非常に科学的ではありませんというお話で、我々の経験ではそういうのがあります。だから、例えばちょっとでもずれれば、また別のところから2,000ppm出たりするんじゃないのというお話をしたわけですね。

納得したわけではなくて、みんな納得したけど、あなたとあなたとあなたが納得していないんじゃないのということではございません。それで、信用してくださいと言っても、これは無理なんだもの。信用してきて、竹の内がこうなったわけですので、ここで信用してくださいというのは、これはね、全面多機能性覆土やって、PRBやって、P&Tもやるから信用してくださいというのなら話はわかるんだけど、値切っておいて信用してくださいというのは、これはやっぱり宮城県としたらば、我々としたらちょっと寝覚めが悪いというかですね、興奮したくなるということでした。

須藤委員長 佐藤委員のご意見、ご主張はわかりましたので、ちょっとほかの委員の方にも伺ってみますので、ちょっと稲森委員から、もし順番に今の、別にこの分で、モニタリングのところはまた後でやりますので、今の質問の部分のところから、この工事というか、さっきの実設計のところ。経緯はわからなくてもいいですから。

稲森委員 わかりました。

私も埋立処分のところは、いろんな技術という観点からいろいろ勉強もしてきたし、実際やっているんですけども、限られた予算の中でどうやるかというのが、まず重要だと思うんですね。お金幾ら、全部あれば、もう完璧なことができると思うんですけども、県の考え方として段階的にということで、最終的にP&Tですか、そこまでやらないと、もうとてもというところが、段階的にやっていって調査をしておけばですね、出てくるはずなんですよ。

ですから、この赤印と青印の枠で囲ったところが、まず1期でやりますよと。そこで効果が出るかどうかというのは、当然検証していくわけですから、そういった点を含めて段階的にというのは、今のお金のない世の中の中ではリーズナブルかなと。方策としてはですね。ですから、その効果を検証しつつですね、必要だとなってくれば、もう今佐藤さんがおっしゃったような形の流れで、全部やらんといかんとか出てくるはずなんです。ですから、そういう段階を追ってやっていくというのは、ここではそういうふうにはやらなければいけないだろうというのが、僕はいろんな技術者として考えて、そう思います。

須藤委員長 ほかの先生、いいですか。井上先生、それから風間先生、何かこのことはいいですか。特にご意見あればどうぞ。ご意見というよりもご質問でもいいんですが、これがまずいかないと、次のところのモニタリングにいきませんのでね。岡田先生、いかがですか。何かコ

メント。岡田委員は前総合対策委員だったんですよね。間違ったらごめんなさいね。

岡田委員 ガス抜き管で何カ所かでモニタリングしておりますけれども、それは覆土せずにそのままストレートに出ておりますので、中の状況というのが、それがそうだと。土の中が、ガス抜き管のガスが、そのまま覆土の下がそうだと、イコールに考えるようなことになろうと思いますが、基本的には、例えば平成13年頃のときですと、全面に多機能をしなければいけない状況だったと思いますけれども、ガス抜き管の経年的な変化をずっと眺めてみますと、私の試算ですと、あと多いところで10年から15年ぐらいは、においがしないぐらいの濃度まで落ちるのにはそれぐらい時間がかかるだろうということを試算しておりますけれども、ですからだんだん少なくなっている。もっと10年も、あと5年するとですね、大分覆土の下の濃度が、硫化水素の濃度が低くなることは確かなことだと思うんですね。それはずっと流れの中で。

そのあたりで、どのあたりでどうこうというのが、例えば24時間モニタリングをずっとしております。その数値を見てみると、やはりこういう覆土の下が100ppmぐらいでありますと、それがもし出たとするというようなことを考えますと、このあたりのところでまずは工事をして、それであとはモニタリングしながら、かなり濃度が、24時間のモニタリングが3カ所あるわけですから、それをしながらですね、再度第2期の工事とか、そういうことを考えることが、どうもよさそうに私は思っております。

須藤委員長 ありがとうございます。

藤巻委員、何かございますか。今の。先ほどは解説していただいたのでね。

藤巻委員 先ほどの話とはちょっと別に、図の3についてちょっと質問をさせてください。

といいますのは、まずは図の3で凡例というのがあって、白いところは10ppm、黄色が10ppmから50ppm、それからずっと一番上は1,000ppmまでありますよね。その下にですね、多機能性覆土というところがあって、赤いのは、平成19年度で硫化水素が100ppmを超えた。青いのが、平成16年度では超えたけれども、平成19年度では超えなかったというのがありますけれども、まず上の凡例はですね、これは一体いつの値でしょうか。

須藤委員長 これはすぐ答えていただいた方がいいのでね。この上の凡例。次長、どうぞ。

安齋環境生活部次長 実際の測定データを今スライドでご覧いただきます。

今ご覧いただいているのが平成16年度の実測値でありまして、これはただいまお手元の資料の図3のところで見ますと、青い四角の部分、それと新工区、新工区というのは、こう下にながっている部分ですね。下がっている部分の大きい赤の四角の部分、右側の、大きい赤の四角の部分が二つ。これが新工区では濃度の高かった部分です。

それから、旧工区の方では、お手元の図3ですと、青い四角の分と、もう一つは赤の四角が二つくっついた変な形をしている部分、ここが平成16年度に高かった部分です。

藤巻委員 そこに青い四角があるという、今おっしゃいましたけれども。そこは赤い四角が二つくっついていませんか。

安齋環境生活部次長 赤い四角が二つくっついているところ、ここがこの平成16年度でも高かったところなんです。赤い四角というのは、お手元図3では平成19年度に高かったところなんです。この四角二つくっついているところ、旧工区の部分、これは平成16年度も高かった部分です。

それで、平成16年度、基本的にはこの多機能性覆土、平成19年度の結果、平成19年度で地下の濃度が100ppmを超えているところ、ここを選んでいますが、それがこの図3の赤い四角の部分なんです。念のために平成16年度高かったところ、平成19年度は100を超えなかった部分についても、多機能性覆土を念のためやろうというのが、この実施設計の結果でございます。

藤巻委員 ちょっと私わからないのは、この部分、この部分にですね、四角が、赤い四角が二つつながっているところがあるんですよ。その赤い四角が二つつながっているところの左の下の方の四角は、見るところ、半分以上真っ白けの部分になりますね。つまり、硫化水素10ppm以下のところですよ。ですから、平成19年度で100ppmを超えたところというふうにして四角で囲んであるんですけども、上の凡例では10ppm以下というふうになっているところなんですけれども、そこは何なのでしょうかと質問です。

安齋環境生活部次長 平成16年度で超えた分、正確に言いますと、この赤い四角が二つくっついているところの一部は、青い四角が実は入る部分なんです。

藤巻委員 ああ、重なっている部分なんですか

安齋環境生活部次長 はい。重なっている部分なんです。で、今ご覧いただいているところの、今ポイント、レーザーで指していただいているところ、ここの部分が平成19年度、その上の部分が平成19年度に高かった部分と、この下の部分、重なる、平成16年度、平成19年度とも重なるということですね。

藤巻委員 すると、ここにありますが凡例は、まだちょっと完全に理解していないので申しわけありません。しつこく質問繰り返しまして。

ここにありますが凡例は、白、黄色、水色、オレンジ、赤と、これは何年の数字なのか。

安齋環境生活部次長 これは平成19年度です。

藤巻委員 平成19年度ですか。

安齋環境生活部次長 はい。平成19年度を基本に設計をしています。それプラス平成16年度のデータです。

藤巻委員 そうすると、ここにあります四角が二つつながっているようなところの左の下の四角は赤ではなくて青ですよ。ということですね。それで了解しました。

須藤委員長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

そうしたら順番に参ります。まず田村委員、何かございましたら。

田村委員 私は、そのガスの挙動についてはちょっとなかなかよくわからないんですけども、平成16年度に濃度が高くて、平成19年度は低くなってしまったところというのは、だんだん減衰していったということではわかるんですけども、そうではないところ、つまり平成16年度には高くなくてですね、平成19年度になって高くなったところが、ちょっとあるみたいですよ。ということは、そこはちょっと心配。したがって、濃度の高かったところがだんだん低くなってきて残っているということはいいんですけども、そうでないところに高いところが新しく出てきてしまうことが、もしこれからもあるとすると、ちょっとそこは心配かなと。これはやや素人的なあれですから。

ガスは横に動きますから、横にも動きますから、ふたをされたところから横に動いて、ふたをされていないところから出ていってしまうということは、懸念しなくてもよいのかどうかということは、これは実はそちらの方の専門の方に私がちょっと勉強したいところなんです。それだけです。

須藤委員長 お答えは何がありますか。では、加茂室長、どうぞ。今のお話いいのね、では加茂室長、どうぞ。

事務局（加茂室長） 確かにですね、地下の廃棄物のガスですので、その右肩下がりにきれいに下がってきているわけではなくて、上がったたり下がったりということは多分繰り返していると思うんですね。ただ、全体的に見れば、マクロで見れば下がっているというのは、実はこのデータなんですけど、平成13年から。ということで、今後も上がったたり下がったりというのはあると思いますけれども、全体としては間違いなく下がってくるだろうというふうには考えております。

須藤委員長 それはそうですね。では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 今のお話なんですけど、多分加茂室長は、竹の内の土地を安く買って住処をつくるんだろうというふうには思って聞いておりました。

それでは、実は知事にも言ったんですが、平成13年かな、7工区でどんどん2万8,000ppmが出たとき。そのときに、こんなに出ているじゃないかという言い方をして、早速ボーリングして原因究明しなさいというお話をしました。そのときに、旧工区、今ちょっと戻してください。大切なところなので、さっきの図を出して。

須藤委員長 さっきの前の図を出してください。

佐藤委員 これでいいです。

旧工区といいます。ここの、ここからこっちが旧工区なんですが、旧工区は覆土して、整形したらガスはおさまりました。平成13年度にそういうふうに言っています。だから、ボーリングはしません。ここのところで2万8,000ppm出たんですけれども、その対策を、原因究明しなさい、ボーリングしなさいと言ったときに、旧工区は覆土して整形したらガスがおさまったので、こっちもそういうふう覆土して整形したらおさまるはずですよ。今原因究明のボーリングはいたしませんと。それがふたを開けたら、平成16年、平成19年にこのくらい出ている。全く田村先生が言われたようにおさまってはいない。生きているんですね、これは。それで、横に動くよというふうなのは、これはアメリカの論文でもはっきり言われています。ガスが横に水平移動して、2キロも先からぼんと出たなんていう論文もあるくらいですので、だからあっちこっちふたをして何になるんですかという言い方です。我々することないなと思っているのは、この辺だけですね。あとこっちは、来年度はここからここまでやります、ここからここまでやります、ここからここまでやりますということの方がいいのではないのというふうな言い方をしました。

須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、澤野委員何かいいですか、ご意見、今マイクを。

澤野委員 こういう形になると思っていなかったものですから、当時の資料をちょっと今日持ってきていないのですけれども、経過につきましては、先ほど三部部長から回答があったとおりでございます。

町といたしましては、今回の対策につきまして、昨年再生検討委員会、それから環境審議会の方に今回県の方で示した支障除去対策、これは恒久対策とは別ですが、支障除去対策について、たしか11月27日だったと記憶しておりますが、住民説明会を開いていただいて、それに対する町に対して12月6日付で、いわゆる事業に対する同意というものを求められたところでございます。

そこで町としては、当時、再生検討委員会、それから環境審議会の中で、確かに処分場の中

に入っているもの、これが安定5品目以外のものもあるということで、大変不安視する声は高かったわけでございます。そういった意味では、今回のガス対策につきましても、佐藤委員も当時再生検討委員会の委員でございますが、終始、やはり同じような形での発言はされておりました。

ただ、現実にこの処分場につきましては、経過につきましては資料のとおりでございますから、今回県の方の示した対策というのは、これは11月に知事自らおいでいただいて、現在の対策、これが科学的なデータから見て、国あるいは財団との協議の中でベストの対策なんだということで、すべて県の責任で実施するので、是非この対策を前に進めてほしいんだと。それから、問題があれば必要な対策をとるといったような発言も、これも知事自らそういった考えでお話をいただきました。

そういったこともありまして、大変不安視する声は高かったんですけども、町としてはそういう声、それから答申等を受けまして、県の方に同意書を1月12日付で提出をしております。もちろん支障除去にかかわる協議、これは書を取り交わしをさせていただきまして、そういった意味では、このモニタリングの重要性というものは、当時も何回も各委員の方から出ておりまして、その中で今回のこの評価委員会の設置につきましてもお願いをしまして、現実に、今回に至っているということでございます。

決して佐藤委員の心配している中身ということにつきましては、従来からずっとですね、そういう発言はいただいております。ただ、現実的にはこのような形で、町としてこの支障除去対策工事を進めることについては同意をさせていただいているという状況でございます。須藤委員長 では、一言だけ。

佐藤委員 一言だけでいい子になります。

お正月に受け取ったというふうなことを言われましたけれども、それはもっぱらPRBかP&Tの論争なんですね。PRBを受け取られたということでございます。これは半ば恫喝的な、やるのかやらないのかという言われ方をされまして、それではしょうがないからPRBをやって、失敗して、P&Tにいこうというふうなことを我々思っていたわけです。ふたをあけたらば、PRBもやらない、それから多機能性覆土も部分的にしかしないよということなので、これは言葉が悪いんですが、完全な裏切りだろうと思っております。そちらに議論を誘導しておいて、ふたをあけたらそれもやらないというのでは、これはやっぱりさすが宮城県というか、竹の内の生みの親なんですね、これは。そう言わざるを得ません。

だから、それにかかわるお土産をいただかないことには、我々ちょっと、私は家には帰れませ

んよ、本当に。そんなことでいいと言ってきたのかと。この人だって帰れないと思うんだけど、この人は面の皮が少し厚いから大丈夫だろうと思うんだけど、帰れません、これでは、本当の話。

須藤委員長 どうもいろいろ具体的に経緯をご説明いただいて、ご主張もよくわかったんですが、現在の段階でですね、この工事がよろしくないから、ではこれでやめておきましょうというような段階ではないということもよく理解できますし、この委員会が集まっていたのは、要するにこれをどうやってモニタリングしていくかということなので、その今のいろんなご心配は、私としては最大限、先ほど冒頭にも言いましたように、再生するための評価、あるいはその再生どころではなくて、具合が悪くなったときにすぐ対応できるような、そういう迅速な評価ですね。これはここでの責任だと思うので、それをやるということで前に進めていかないと、今日これで支障除去の実施設計はまずいからやめましょうというわけにも、これはもう既にそういう段階を経てやってこられたと。それも専門の技術者や研究者が集まってやってこられた。あるいは、県も知事が責任を持ってやると、こういうふうに宣言された以上ですね、それを受けて、次にどうするかということを考えるのが私どもの役目でしょうと、こういうことなのでですね、前へ進めてよろしいでしょう。

佐藤委員 何かちょっと相談したくなりますよね。このままだと、委員長、委員長がOKと言ったことに……。部分的覆土をやったよということ……。

須藤委員長 いや、これは報告事項ですから。報告ですからね。

佐藤委員 だから、それをねらっているんですよ。実は。だから、乗せられてはだめなの。宮城県はとってももうまいんだ、それが。

須藤委員長 宮城県が。

佐藤委員 うん。これまで10年間つき合ってきて、十分わかっています、それは。うまく乗せるんですね。

須藤委員長 では、もう一言だけ、それでは。部長にそれだけの不信感があるのですね、ちょっとやっぱり信頼を取り戻すのは大変そうなので、お願いします。

三部環境生活部長 以前の先輩も含めてという言い方になりますけれども、県として平成2年から届け出を受理して、適切な対応を、事業者指導をしてこなかったということについては、私自身も仕事を担当しておりまして感じております。

そういったことで、これまでの県の対応についての不満、不安ということで、信頼100%得られるとは思ってございません。しかしながらですね、澤野委員さんからありましたように、

町さんも地域住民の中の不安を払拭するために、今県が合理的だと、あるいはまた経済的だといふところの判断で基本的には認めていただいたと。しかしながら、事業の進め方の中でですね、さまざまな新たな不安なりが、あるいは問題が出てくるということは、当然それは未然に防止しなければいけない。また、この評価委員会の中で、そういったことも評価、工事中なりを含めてですね、データを見ていただきながら、工法の適切性なり、あるいは覆土の範囲なりについてご指摘いただければ、これは当然我々としてはそれを十分踏まえて事業者としてやっていきたいと考えていますので、ひとつご理解をお願いしたいというところでございます。

佐藤委員 だから、ご指摘しているんですけどもね。2回ばかりの検査でそんなことを決めないでください。失敗するのが目に見えているんだもの。

須藤委員長 ありがとうございます。

これは続けていても多分同じことに、信頼してくれ、信頼できないということでは、ちょっと具合が悪いので、一応今日のお話としては、この報告を受けてですね、モニタリングをどうするかということに審議していかないと、この工事でさえできなくなってしまうのでですね、前に進めさせていただきたいと思います。

十分議事録、これは多分速記をとっていますよね。ですから、要点ではなくてですね、恐らく佐藤委員、それだけの不信をお持ちだからね、一言一句ちゃんと議事録は速記でとっておいてください。その上で、またご判断をいただくということにしてよろしいですね。

(2) 審議事項

工事期間中のモニタリング計画（答申案）について

須藤委員長 今日の目的は、このモニタリング計画をどういうふうにして、それを知事へ答申するかということなので、そこはやっぱり重要なところなので、あと残った1時間ぐらいで、その前にも工事後のこともありますのでね、できれば40分、50分ですね、これを答申案にまとめていきたいと、こう思いますので、それでは答申案、モニタリング計画について修正案をご説明ください。

では、加茂室長、どうぞ。

事務局（加茂室長） それでは、工事中のモニタリング計画について、ご説明をいたします。

資料の3（答申案）というものをご覧いただきたいと思います。

工事期間中のモニタリング計画は、支障除去工事などによる生活環境への影響を調査するものであり、前回の評価委員会で議論していただいたところでございます。その審議内容や各委

員からご指導いただいた内容を踏まえ、工事中のモニタリング計画案を修正いたしました。

ご覧いただいている資料は、周辺環境への影響と、それから工事における環境保全対策及びモニタリングの計画を一つの表にまとめております。表の左側の部分に周辺生活環境に与える環境項目を記載しており、環境項目は大きく分けて大気、水質、水象の三つに区分されます。

次に、真ん中の部分は、工事に関する施工管理及び留意事項として、工事ごとに目的に応じた環境保全対策を記載しております。

さらに右側の部分でございますが、工事に関するモニタリングとして、目的に応じた調査を記載しております。

それでは、環境保全対策とモニタリングについて、前回のご意見をいただいたところを中心に説明をまいります。

まず、粉じんに関する環境保全対策ですが、造成面への散水、それから排ガス対策型の機械を使用することとしており、またモニタリングとして、工事を行っているときに年6回の頻度で大気環境調査を実施することとしております。

なお、このモニタリングについて、前回の委員会で「ダイオキシンの観点からは必要ないかもしれないが、粉じんの連続調査をしてはどうか」というご意見がありました。工事内容がアセスメントで必要なほど大規模でないことや、覆土材料が廃棄物に汚染されていないこと、締め固めや散水を行うという従来の方策に加え、今回、先ほど説明しましたように、小さくブロックに分けて工事するという対策を加えましたので、そのことによりまして粉じん発生は十分抑制されるだろうというふうに考えております。したがって粉じんの連続モニタリングは実施しないという計画の内容になっております。

次に、発生ガスに対する環境保全対策についてですが、前回の委員会で「多機能性覆土を行う際に、覆土を取ったらそのままにしておくことなく、すぐに工事をするということを記載すべき」というご意見がありましたので、その旨を追記させていただいております。

次に、水質・水象に対する保全対策でございますが、雨水の地下浸透や濁水の流出といったものに対し、工事区域を細かく区切って工事を実施し、工事が終了したところから順次覆土、それから種子を散布すると。また、必要に応じてブルーシートで濁水の発生を防止すること。それから沈砂池から放流する際には、濁度を測定することということで、放流先である荒川に影響を与えないことを確認することといたしました。さらに、大雨が降った場合にはモニタリングを実施することといたしました。この大雨というのは20ミリメートル/毎時ということで、災害採択要件の豪雨に該当する場合を想定しております。

次に、水質・水象のモニタリングについて、前回の委員会で雨天時に項目を減らしてでもいいから簡易調査をしてはどうかというご意見がありました。このことについては、雨天時にも実施することで対応したいと考えております。

次に、2ページをご覧ください。

ただいま説明いたしました各種モニタリングについて、その調査項目などを詳細に記載しております。細かいので説明は省略いたしますが、ご参考にしていただきたいと思います。

次に、3ページをご覧ください。

ここには、先ほど説明した各種モニタリングについて、前回同様、調査地点を示しております。これらについてもご確認をお願いしたいと思います。

次に、最後に4ページでございます。

これは発生ガスの施工管理において、ポータブル有害ガス検知器を用いて作業環境を測定することとしておりますが、幾つかの濃度レベルを想定し、その対応を検討すべきというご意見がありましたので、表形式にまとめました。この表では、項目ごとの管理基準値を記載しており、管理基準値を第1レベルと第2レベルの2段階で設定しております。このうち第1レベルというのは、作業員に注意を喚起し、作業環境を改善すべきレベルとして設定しており、その値は第2管理レベルの半分でございます。第2管理レベルは、工事の手をとめ、直ちに必要な対策をとるべきレベルとして設定しており、労働安全衛生法等による基準を参考に設定しております。なお、第2管理レベルを超過した場合には、発生ガスによる周辺環境への影響を把握するため、北側敷地境界と、風下側の敷地境界で、硫化水素やベンゼンなどを測定することにしております。

以上、変わった部分を中心にご説明いたしました。

須藤委員長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのモニタリング計画について、何かご質問なりご意見ございましたら。前回はこれ審議していますのでですね、特に修正すべきだということは、今ご回答をいただいたわけでございます。どうぞお願いいたします。どうぞ、稲森委員。

稲森委員 事後のところとも関係すると思うんですけども、今佐藤委員がいろいろご心配されていますよね。例えばこのモニタリングをやっている最中に、やっぱりこれではちょっと足りないとか、もっと強化すべきだなどというのが出てくるかもしれないし、うまくいけばそのままよくなっちゃったと思うんですけども、そういったところで、モニタリングしている最中でも、そして事後のところにもつながるんですけども、そんなところでやっぱ

り住民に対して不安を与えるようなデータがいっぱい出てきたら……。

須藤委員長 いっぱいでなくても、ちょっとでもですね。

稲森委員 例えば、仮定です、仮定。そのときには、やはり対策の強化とかですね、そんなところをやられれば、佐藤委員も安心されるんじゃないかと僕は思うんですよ。だから、そのあたりも、どう文章化するかは別としてと思います。

須藤委員長 では、今の稲森委員のコメント。

事務局（加茂室長） はい。モニタリング計画については、この委員会に年に2回、半年に1回ずつ結果をご報告させていただきたいと考えております。その結果に応じて、例えば追加調査なり、場合によっては十分安定してきたので、項目を減らしていいとか、そういったご意見をいただけると思っておりますので、随時柔軟に計画の見直し、変更をしていきたいと考えております。

須藤委員長 稲森委員が言われているのはね、多分その今のね、計画に基づいて諮る2回のことではなくて、例えばさっきの作業管理ですか。そういう中でも出てきたときに、迅速な対応をやはり、年に2回って、それこそ先ほど言われた、年に1回じゃまずいじゃないのと、こう言われているんですよ。なので、別に何回というのではなくて、工事をしながら計るじゃないですか、簡易測定とか何かで。そういうのでも出たときには、きちっと対応できるような体制をつくって、委員会に諮らなくたっていいんですよ。地元いらっしやる委員の先生、例えば藤巻先生とか岡田先生とか、委員の先生がいらっしやるのでね、私もこっちに一応住んでいますから、対応して、委員会でやるというよりも、もっと2回を定期的にやっていたのでは、多分対応が出来るでしょうというのが稲森委員の意見だと思いますので、その辺のことをいかがですか。

事務局（加茂室長） それでは、そういった意見をこの答申案に付記して、成案とさせていただければありがたいというふうに考えております。その成案については、委員長にご確認をいただいで……。

須藤委員長 それはもちろん何回も委員会を開けませんから、今の稲森委員の趣旨は生かしていきたいと思えます。

ほかの委員の先生、いかがでしょうか。ああ、岡田委員、どうぞ。

岡田委員 粉じんのところのモニタリングの内容なんですけれども、これ4地点で測定するというのは、周辺大気の話ですか。要するに、粉じんの測定はするんですか。それがちょっと抜けているのではないかと思うんですけれども。粉じんの測定はしないんですか。その測定の場

所とか、何回測定するとか、それがちょっと欠落していると思うんですが。

須藤委員長 はい、どうぞ。

事務局（加茂室長） 2ページをご覧いただきたいと思います。4地点で発生ガス、大気環境調査をいたしますが、粉じんに関しては、先ほど申し上げたように連続測定はいたしません、SPMを代表して調査をしたいというふうに考えております。

須藤委員長 粉じんにかわって、SPMでそれは読めるでしょうと、こういうことですね。

岡田委員、よろしいですか。ちょっと内容は違うんだけれども、内容はちょっと違うんだけれども、まあSPMでもそれは表れるよね。粉じんではね。現地で。

岡田委員 現地ですね、現場での測定はSPMをしないんでしょう、現場では。

事務局（加茂室長） この4地点で年に6回ですね。SPMを測定したいと考えております。

なお、あとはいわゆる粉じん、砂ぼこりのようなものについては、工事業者が随時管理しておりますので、例えば苦情があったりすれば、その都度必要な対応をとるということはしていきたいと考えております。

須藤委員長 もうちょっとどうぞ岡田委員、何かほかに、それでまずいんだから、今言っておかないと困るから、どうぞお願いします。

岡田委員 ただ、ほこりは現場で出ておりまして、それをSPMでどこか遠いところで計っても、現場とは大分違うと思いますけれども。

須藤委員長 それは、現場で計る必要があると、粉じんをね。ということで、それは入れましょう。まあその、これは修正しましょう、そこはね。

事務局（加茂室長） その測定回数については、どのように考えればよろしいでしょうか。

須藤委員長 それは岡田委員が……。

岡田委員 作業するときの話だと思いますけれども。

須藤委員長 それでいいですよ。作業ないときはあまり。それは粉じんなので。

あまり機械的に何カ月にも一遍とかね、そういうことよりも、やっぱりそういう柔軟な対応を、測定、モニタリングをしていかないとね、先ほどの稲森委員もそうなんですけれども、できる限りそれをやっておかないと、機械的にね、モニタリングのためにモニタリングというのはね、こういう場合は特によくないですよ。それだけはお願いしておきたいと思います。

事務局（加茂室長） 考え方としては、必要に応じて粉じんの測定をするということによろしいでしょうか。

須藤委員長 そう、そういうことです。その方がいいですね。

岡田委員 ただ、対策を結構やっておりますから、ほとんど出ないということであれば、やる必要がないかもしれませんけれどもね。

須藤委員長 ほか、いいですか。どうぞ、風間先生。

風間委員 1点だけ確認なんですけれども、4番の、4ページの作業環境基準値を設けられているのは結構なんですけれども、これは発注工事なので、仕様書に特記事項としてきちっと、もしこういう管理レベルを超えたときには毎日日報に書くとかですね、具体的にそういう指示していただかないと、実効性がないと思いますので、お願いします。

須藤委員長 それもありがとうございます。大変重要な事項だと思います。

事務局（加茂室長） そういった指示をしたいと思います。

須藤委員長 ほかよろしいですか。

それでは、今幾つかの意見が出ましたが、それをすべて追加なり修正なりして、その文案については事務局と私にお任せをいただいて、これを答申案にさせていただきますということでございます。

工事後のモニタリング計画（諮問）について

須藤委員長 それではですね、もう一つ重要なことが、これとかかわるんですが、工事後のモニタリング計画の諮問を受けておりますので、できれば少しは審議したいと思いますので、諮問の内容と、それからご意見を伺いたいと思います。どうぞ。

事務局（加茂室長） それでは、工事後のモニタリング計画について説明いたします。

使います資料は3種類ございますので、ちょっとご確認いただきたいんですが、一つは資料の4、工事後のモニタリング計画（案）というものです。これに付随して、参考の1のA3判の大きなものと、それから参考の2、これもあわせて説明いたしますので、よろしく願います。

それでは、まず最初に計画の本体でございます資料の4、この1ページをご覧いただきたいと思っております。

まず、工事後のモニタリングについての基本方針を1ページに記載しております。

初めに、1のモニタリングの目的についてですが、処分場内廃棄物による周辺環境への影響を把握し、地域住民の安心・安全を確保するためにモニタリングを実施する旨を記載しております。

次に、2番目の調査事項についてですが、1の目的を達成するための調査事項を三つ掲げて

おります。一つ目は、処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握することです。それから二つ目は、処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散またはそのおそれを把握することです。三つ目は処分場の状況そのものを把握することです。

この調査事項を設定した理由でございますが、廃棄物処理法上の廃止基準というものを参考にいたしました。その基準につきましては、先ほど申し上げました参考の2の一番後ろの6ページをご覧くださいと思います。6ページの8のところに廃棄物処理法による最終処分場の廃止基準というものを示せていただいております。モニタリング計画では、これらの基準が達成できたかどうかということを確認できるような基準の内容としております。例えば先ほどのモニタリング計画の調査事項の の、処分場による生活環境保全上の支障の有無の把握というところは、廃止基準で言えば下から3番目、「現に生活環境保全上の支障が生じていないこと」ということを点検するためのものとして設定しております。

それから、もう1例といたしましては、モニタリングの計画の、先ほどの調査事項の 番目、浸透水の拡散の把握ということについては、廃止基準で言えば上から4番目の「地下水等の水質の検査の結果、次のいずれにも該当していないこと」というところで、処分場の水の基準がございますので、それを点検するようなものとして設定しております。このように調査事項というのは、この処理基準と一体となっているということをご理解いただきたいと思います。

次に、もう一度、先ほどの資料4に戻っていただきたいと思います。1ページの続きでございます。

それで、3の調査方法でございますが、モニタリングは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃掃法ですね、などの法令、それから日本工業規格などによること。また、新たな知見が得られた場合には、調査方法等について適時見直しをするというふうにしております。

次に、調査の開始時期でございますが、このモニタリングは、宮城県が実施する支障除去対策事業の工事の施工後に実施をすることとしております。

それでは、次に2ページをご覧ください。

2ページから6ページにかけては、具体的なモニタリングの調査について記載しております。このことについては一覧表の方が見やすいと思いますので、参考の1の大きなA3判の表をご覧くださいと思います。あわせて地点数を説明するために、大変行ったり来たりで申しわけございませんが、資料4の8ページも並行してご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。8ページの地点数の図面でございます。

まず、この大きな表でございますが、処分場による生活環境保全上の支障の有無を把握する

という1番目の目的のために、ここでは四つの調査を提案しております。

まず、大気環境調査でございますが、これは処分場の大気に含まれる硫化水素やベンゼンなど、45項目について処分場の中、中というのは処分場の敷地内と、それからそれを比較対照するために村田町の役場、この2カ所において測定をして、処分場の大気が一般大気とどのように違うかということ进行调查する目的のものでございます。

次に、硫化水素連続調査でございますが、これは処分場内で発生した硫化水素による影響を調査するために、硫化水素とそれから風向・風速について、敷地境界2カ所とそれから処分場から北西方向約300メートル離れた村田第二中学校、その3カ所で24時間連続測定をすることにしております。失礼しました。小学校ですね。（「中学校でしょう」の声あり）失礼しました。村田第二中学校ですね。

それから、放流水調査につきましては、処分場からの放流水の水質を調査し、排水基準39項目、それからダイオキシンなど7項目、合計46項目について調査をすることにしております。

それから、河川水の水質調査につきましては、放流水による放流先の荒川への影響を把握するため、荒川の水を放流地点の上流と下流で採取して、環境基準健康項目26項目、それから環境基準生活環境項目5項目、それから塩化物イオンなど6項目、合計37項目を測定することといたしております。

それから次に、処分場内廃棄物により汚染された浸透水等の地下水への拡散またはそのおそれというものを把握するために、浸透水 浸透水というのは、処分場の内部、地下の水でございます。それから処分場の上の方、下の方の地下水の水質調査を実施することとしております。この調査は、処分場内の浸透水とその周辺の地下水を採取して分析するものですが、採取地点については資料4の9ページをご覧くださいと思います。

このうちの上の図でございます。浸透水及び地下水水質調査地点図ということで、この黒丸印、例えばH16-15とかございますが、黒丸印は処分場の内部、廃棄物の埋まっている地点でございます。それから三角印、これは処分場の上流部と下流部、3カ所ございますが、これは周辺の地下水を採取する地点です。処分場及びその周辺に満遍なくという形で場所を選定させていただきましたが、全部で12地点を選びまして、地下水の検査項目を23項目、それからダイオキシンなど11項目、合わせて34項目を測定して、処分場の中の汚れた水が周辺の地下水に影響を及ぼしていないかどうかということ把握することとしております。

次に、もう一度大きな表の方に戻っていただきますが、一番下でございます。処分場内の状況を把握するため、二つの調査を掲げております。一つは発生ガス等調査ということでござい

ますが、資料4の、もう一度地点でございますが、9ページ、下の図でございます。ここに示した地点におきまして、廃棄物による発生ガス及びその浸透水の状況を調査するものでございます。発生ガスについては、ガス量など7項目、それから浸透水については8項目を月1回の頻度で測定をすることと考えております。それから一番下でございますが、地中温度、地下水の水位については、もう一度図面の方でございますが、10ページでございます。10ページ、の地点でございますが、これらの地点において、地中の温度とそれから地下水の変動というもの把握するため、年4回の頻度で測定したいと考えております。

それでは次に、資料4のさっきの図面のところの資料に戻っていただきまして、7ページをお開きいただきたいと思います。

これは、モニタリングした結果をどのように評価して公表するかということについて記載をしております。順を追って説明しますと、まず県は、モニタリング計画に従い調査を実施いたします。その後、県は調査した結果を評価したモニタリング評価（案）というものを作成しまして、評価委員会に諮問させていただきます。なお、県がその評価（案）を作成するに当たっては、廃棄物処理法に基づく基準とか環境基準、そういったものを参考にして県の評価（案）を作成させていただきます。次に、評価委員会では、県から諮問された評価（案）の妥当性をご審議いただき、それで答申をいただきたいというふうに考えております。その後、県は、評価結果をホームページ等で公表したいと考えております。

なお、県がモニタリング評価（案）を作成する際に、どういう基準値を使うかということについては、先ほどお話ししました参考の2、各種基準等を、主なものをここに用意させていただいておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思います。

以上で、工事後のモニタリング計画（案）について説明を終わります。よろしく願いいたします。

須藤委員長 どうもご説明ありがとうございました。

諮問いただいているわけなので、これを十分審議しまして、これは多分次回になると思いますが、これをまた答申をしていきたいと考えておりますので、今日のところはまずご質問やご意見を伺って、修正していただくところは修正していただくと思いますので、どうぞお願いいたします。どうぞ、田村委員。

田村委員 先ほどの工事期間中のモニタリング案につきましては、例えば雨水対策のところ、大雨が時間20ミリというお話でしたかね。それを超えるような大雨のときには、臨時に観測をするというようなことがつけ加えられていました。工事後はその掘削をしたりするようなこと

はないですから、多分普通るときでは濁水が発生するようなことは考えられないと思うんですけども、時間20ミリの雨というのは相当なものですので、その雨に限らないのですが、何かそういうやや異常なといいたいでしょうか、気象状態とか、何かそういうことがあったときには、ここに書かれたもののほかに、随時観測をする。例えば20ミリの雨が降るとすれば、その排水溝から溢れるとか、そういうことが大いにあり得ると思うんですよ。

ですから、したがって、そういう臨時の対応を細かく想定するわけにはいかないと思いますけれども、ご判断なさって、そういう突発的なイベントのときには、これに加えて何かできるということをちょっと書き加えておいていただくと、調査の柔軟性が増すのではないかと。したがって、何かに対応もできるのではないかと気がいたします。以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。

今時間ですよ、時間20ミリとおっしゃいましたよね。

田村委員 例えば雨が、だから地震ということもあるかもしれません。容易に想像つかないことですね。

須藤委員長 そうですよ。皆さんもよくご承知のとおり温暖化してですね、大雨の日が増えるという、大分その辺のところの心配が、多分宮城県も同じようにあるので、今までとは違いますよね、雨の降り方がね。なので、今のような話は、地震のことはともかくとして、大雨の問題についてはあり得ると思いますので、その対応をどうするかというのは、やっぱり入れておいた方がいいのではないのでしょうかね。今の、田村先生がおっしゃるとおりだと思います。ほか、いかがでしょうか。

では、まず藤巻委員、それから風間委員といきましょうか。はい、どうぞ。

藤巻委員 細かい質問で申しわけございませんが、浸透水及び地下水水質調査の部分でですね、調査地点の浸透水 3、 5、 H16 - 3などなど、それから地下水のLoc 1 B、Loc 3、 H17 - 19ですか。こういうボーリングをした後の穴をそのまま利用するんだらうと思うんですが、それぞれ一体どのぐらいの深さになっているのでしょうか。もし資料がありましたら、教えていただくと助かるのですが。

須藤委員長 その深さです、ボーリングの。

藤巻委員 余り浅いところだと、何やっているかわからないし、非常に深いと、今度は逆に何を見ているんだらうということになりますし。

須藤委員長 調査地点の深さですよ。どうぞ。

事務局（加茂室長） まず、最終処分場の中の井戸でございますが、これは基岩まで掘ってお

りまして、ストレーナーも全体的に基本的に入っているというような仕様になっております。

それから、下流の井戸でございますけれども、現在提案している井戸は、この基岩まで入っているこの井戸でございますが、基岩に達している井戸ですね。そのうちストレーナーにつきましては、透水係数の非常に高いところにストレーナーを置いて、そこから水を採取している状況でございます。

須藤委員長 それぞれ、だから深さはわかるわけですね。

事務局（加茂室長） ええ。そういった各井戸の仕様は一覧表でご用意できますので。

須藤委員長 次回のときに出していただいた方がいいですね。

事務局（加茂室長） はい、次回に。

須藤委員長 もう出ているのか、失礼しました。

事務局（加茂室長） それでは、手元にありますので、ちょっと十分なものかどうかわかりませんが、今の状態でコピーしてお渡ししたいと思います。

須藤委員長 では、してください。まだ時間がありますので、してください。

それから、ほかいかがでしょうか。では、風間先生、ごめんなさい、先に手が挙がったので。

風間委員 モニタリングの計画一覧表の中に、覆土の性能に関する調査がどうも抜けているような気がするんですね。というのは、多機能性覆土をしたのに、したということは、地中から出てきたものを吸着しているわけですよね。それが、多機能性覆土が1年、私もよくわかりませんが、1年たって2年たった後に、一体どういうものを吸着して、どういうふうになっているのかという調査は、その多機能性覆土の性能評価とか、それは普通の覆土ではなくて、それをしたことによって有効だったのかどうかということを検証する必要があると思うんですけれども、それはできないのでしょうか。

須藤委員長 まずその件、風間先生の質問にお答えください。

事務局（加茂室長） 実は、ただいまのお話は私どもも考えておまして、モニタリングということではなくて、工事後の現場の維持管理という形で実は考えていたんですが、多機能性覆土の一番高い部分に、漏斗を逆さまにしたような構造物をつくって、そこで表面から出てくる硫化水素があるかないかということ測定します。

多機能性覆土に硫化水素が吸着されている間は、そこから地表には出てきませんし、もし例えば酸化鉄が破過をして、もうこれ以上吸着できなくなったということになれば、その活性炭なり酸化鉄に吸着されないで地表に出てくるということで、それを定期的に維持管理として、覆土の維持管理として、その測定をしていきたいと考えております。

須藤委員長 風間先生がおっしゃったのはね、もちろんそれでも差額だからわかるんだけど、そこにね、酸化鉄の中に硫化鉄になったとかさ、そういうね、成分でそこを計ればわかるんじゃないんですかという質問に私はとったんだけど、そういうことだよ。蓄積どのくらいしましたかと。破過するかどうかわからないけれどもさ、そういう意味だと思いますよ。差額をとってみたらいいんじゃないですかではないんです。そこに蓄積するはずでしょうと、そういう意味です。

事務局（加茂室長） わかりました。では、その辺は次回までにどういった方法が可能かということ、ちょっといろいろご指示をいただきながら、お答えをさせていただきたいと思えます。ありがとうございます。

須藤委員長 はい。では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 今の話はガスが、下からガスが上がってくるという話なわけで、先ほど田村先生が言われたようにね、横に行くんじゃないかという話もあるわけだから、それだけですべてOKというわけにはいきません。それはどういうふうにしたらいいのかということになると、これはやっぱり全面にやるよりしようがないんですよ。

須藤委員長 要するに佐藤委員もそうですし、それから田村委員もそうなんですけれども、その覆土したところが効果を果たしているのか、あるいはしなかったらまずかったかということが、なるべく早くわからないといけませんよね。先ほどの連続の話をするならば。そういうことのためのモニタリングというか、実証測定、実証作業、それをしてくださいという、多分ご意見だと思いますよ。

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。では、岡田先生と順番に行きましょう。岡田先生から。

岡田委員 モニタリングの頻度がですね、年何回とか言われているんですが、一番初めに第1回のときに聞き忘れたかもしれませんが、何年ぐらいこれは続けられる予定をされているのでしょうか。短期間に結果を出せというなら、年4回ではなくて、毎月お願いしたりとかね、そんなことがございますけれども、ちょっとそれを。

須藤委員長 10年、20年でしょうね。どうぞ。

事務局（加茂室長） これは今委員長が言われたように、かなり長いスパンになるかと思えます。と申しますのは、処分場が最終的に安定化するまでは、県がこの処分場を維持管理してまいりますので、その期間はずっと大丈夫だというふうになるまでは続けますので、そうしますとガスがどのぐらい大丈夫なのかという予想の問題なのですけれども、なかなか難しいです

けれども、相当長期間かかるだろうというふうには考えております。

須藤委員長 その評価は当方の役割なんですね。その安定した、ガスが出なくなった、安定したということの評価するのが、そのときにね、メンバーが変わるかもしれないが、この委員会の役割ですね。

事務局（加茂室長） そのとおりでございます。

須藤委員長 いいんですね。わかりました。

では、澤野委員、どうぞお願いします。

澤野委員 それでは、3点ほどお伺いしたいと思うんですが、まず一つはですね、ただいまの処分場内のガスの調査の関係なんですけども、多機能性覆土、先ほども大分この関係については議論していただいたところなんですけども、要は今回この処分場内のガス調査につきましては、資料の6ページにありますように、発生ガス等調査については11地点、調査地点としては11カ所でせよというのがあるんですけども、いわゆる非常に生活をする上で心配な点として、確かに敷地の境界としては現在確認されていないということがありますから、ただ現実にはこの前の意見交換会の中では、やはり体調不良といいますか、そういった健康に対する不安を訴える声が非常にあったということもありまして、そうしますと、今回部分的な覆土ですよということになれば、従来のような、いわゆる15メートルメッシュみたいな詳細な調査というものが不要なのかどうかですね。その辺に対する考え方についてお伺いしたいと思います。

それから二つ目には、モニタリングのあり方についてなんですが、今回の対策につきましては、環境基本法による、いわゆる環境基準をもとにした対策だということですが、現実には先ほどもお話しさせていただきましたように、安定5品目以外の廃棄物が入ってるということから、健康被害に対する配慮、そういった意味では、環境基準値以外の部分、いわゆる化学物質に対する配慮というものについて、どのようにお考えになっているのかということですが、一つの提言としては、バイオアッセイ、いわゆる生物学的試験法についての取り組み、これについては是非検討していただきたいというふうに思っております。第1回の評価委員会でもお話をさせていただきましたが、竹の内の処分場につきましては、一般的な山間部にある処分場とは異なります。近くに小中学校あり、幼稚園ありと。何よりも民家がすぐそばに位置しているという状況でございます。そこで、こういった日常生活の場でございますから、そういった意味では、この生物学的な試験法によって、いわゆる住民の不安というものについて十分説明をできるような対策ということをお願いしたいと思っておりますが、このバイオアッセイにつきましては、昨年町が設置しました最終検討委員会の委員であります理学博士の原田氏から

提言があったものでございますけれども、町におきましては9月定例議会でも佐藤議員、本日おいでになっておりますけれども、取り上げられておりまして、是非とも検討いただきたいというふうになっております。是非よろしくお願ひしたいと思います。

それから、3点目でございますが、第3回の評価委員会の日程ですけれども、11月中旬というふうにはたしかお伺いをしております。そうしますと、非常に期間が短いわけなんです、いわゆる工事後のモニタリングが非常に重要でないかと思っております。まあ、先ほどからいろんな形で議論されております健康、それからガス、これに冠水関係も入ってくるんですけれども、そういった意味では、この評価委員会に与えられている役目というものが、ここにきていけるわけでございますから、しっかり時間をかけて、しっかりとした議論をしていただきたいと思っておりますし、当然それに対する対策もお願ひしたいと思っております。是非よろしくお願ひいたします。以上でございます。

須藤委員長 どうもありがとうございました。

今、澤野委員の方から3点のご指摘があって、順番にお答えをいただきたいと思いますが、実際にいろいろ決めるのは次回でもいいと思っておりますけれども、大変大事なご指摘だと思います。

一つは化学物質、まあこれは生活、この当方の委員会の名前、生活環境影響となっておりますね。しかし、健康影響のことも不安があるので、それはいかなものかということが、多分第1点目だと思いますね。

2点目は、バイオアッセイですかね。全体的には生き物を使って試験をしていくというのは、全体の影響がよく出るから把握しやすいと、こういうことだと思いますので、今何を想定されているか、町として私は十分存じていませんが、そういうものの必要性は多分あるでしょうと思っておりますので、その辺についてお答え。

3番目は、十分に審議してほしいということなんです。次の委員会まで余り間がないけど大丈夫ですかというのが、その3点だと思います。どうぞ、ではお答えください。

事務局（加茂室長） それでは、3点についてお答えします。

まず最初に、硫化水素ガスの件でございます。先ほど来お見せしております15メートルメッシュの調査をもう一度するのかというお話だったと思っておりますが、それは県としては必要があればさせていただくというふうに考えております。その必要性を判断するのは、まず処分場の敷地境界でガスの濃度を測定して、それが処分場からガスが発生してきているというような兆候が出てくるようであれば、それはその時点で一番ベストと思われる調査をします。その調査がメッシュ調査になるかもしれませんし、あるいはほかの調査が提案されるかもわかりませんけ

れども、必要があれば、そういう調査はさせていただくということでございます。

次に、バイオアッセイでございますが、私どももバイオアッセイについて若干調べたんですが、なかなか最終処分場に関して適用しているという事例が、今のところ私どもも確認しておりません。それから、どういった生物を使ってどういった形でやって、その結果をどのように評価するかということについて、ちょっと勉強不足ということもございませけれども、全く今のところ想像がつかない状態でございます。

したがって、私どもからこんな方法でモニタリング計画というふうに提案するのは、現時点ではなかなか難しいと考えております。できれば、委員会の中でいろいろご審議なり、ご意見をいただいて、少し時間をかけながらやっていく課題かなとは認識しております。

それから3番目、期間の問題ですが、大変申しわけなかったんですが、忙しく来月もう一度お願いします。その理由でございますが、実はこの工事後の調査というのは1年先というか、平成21年からの調査なんです。例えばいろいろ提案をいただいて、県がその準備をすると、来年度に予算措置をする必要が出てくるかもわかりません。物によってはですね。そのために、予算要求に間に合う時期として11月を想定しました。

ただ、一部分がですね、例えばまとまらなくて、もう少し時間をかけて審議するというのであれば、まとまった部分だけを次回答申しただいて、あとは継続審議という形でやっていただいても、その部分は例えば補正予算で対応するとかということも、予算の技術的には可能だと思いますので、その辺はそんなに急ぐというわけではございませんので、しっかりと審議をしていただければと思っております。以上です。

須藤委員長 ありがとうございます。

私からあれするのも、やっぱり予定はね、予算がとれないので、県議会にかけてもらわなければいけないから、それはそれでいいんだが、この委員会というのは限度があるわけではないんでしょう。あるんですか。3回なら3回と。これは初め3回だったですかね。

事務局（加茂室長） はい。今年は、立ち上げだったので年に3回で、その後はデータがたまる都度ということで、半年ぐらいが妥当なのかなというふうに考えております。

須藤委員長 別にその必要があれば、先ほどのバイオアッセイが必要だとなれば、それは審議しても構わないんでしょう。

事務局（加茂室長） ええ。それは、随時やることについては、対応できる範囲でさせていただきたいと思います。

須藤委員長 それでね、今のお答えでちょっと食い違いがあるかなと思ったのは、1番目の硫

化水素のところのメッシュを小さくするか、大きくするかはともかくとして、恐らく澤野委員は、そのほかの化学物質全体のことをおっしゃっていられたと私は思うんだけど、そうですよね。硫化水素だけじゃないですよ。いいんですか、それで。

澤野委員 1点目のガス調査につきましては、基本的に硫化水素を想定した中身なんですけれども、ただ先ほどの話のように、いわゆる平成16年度、平成19年度の調査で、15メートルメッシュなんですけど、3メートル先、5メートル先では、もうちょっと違った数字が予想されるといったような意見もありました。そういった点から考えますと、工事が実際終わってから、できるのであれば、そういったものの調査というものも、敷地の境界で大丈夫だからということだけでいいのかどうかということですね、やはり専門的な立場から、むしろ先生方からのそういった中身のご審議をいただければと思うんですが、私どもやはりこの前の住民説明会では、現在も鼻がむずむずするといったような状態が、もちろん個人差がありますから、すべての人がということではないと思いますけれども、やはりそういった個に対する対応もしっかりやっていく必要があるのではないかとこのように思ったわけでございます。

須藤委員長 ありがとうございます。当然なので、その辺の問題も当然なくとはいけないし、これから環境基準を考えるとときには、私はちょっと国の仕事もやっているんですけども、お子さんを対象に環境基準を決めた方がいいのではないかとというような話も今そろそろ出てきているんですよ。それなので、お子さんになったら多分感受性が高いから、当然村田町だってたくさんお子さんがおられるわけだからね、そのお子さんの方に合わせなければいけないとか、いろいろそういう話も出てくると思うんですね。ですから、もう少しね、機械的にではなくて、化学物質の問題については、健康影響も含めて、当然考えていただきたいと思いますので、審議はもう少し次回やるということですね。

それから、バイオアッセイの問題は、宮城県の保健環境センターに聞いてください。廃棄物に、その試験法が合っているかどうかわかりませんが、宮城県では結構進んでいるんですよ、今のバイオアッセイがね。それなので、それを廃棄物の処分場の水に適用させていいかどうかとかね、それから基準をどういうふうに決めるか。それは、もちろんいっぱい問題ありますよ。こういうのがないんですから。だけど、何か生き物を使っておいて試験をしてみるのも、よく下水処理なんか行ったら金魚が泳いでいるじゃないですか。あの程度だって、本当はいいんだよね。ですから、死んじゃったら、これはまずいというのがわかるんだからね。だから、そういう試験方法を簡易に入れておくのも、一つのモニタリングかなという気もしますので、ちょっとそちらの保健環境センターですかね。部長の佐々木さんはその辺よく詳しいと

思うので、その辺は聞いてみてください。それから、稲森先生もそのバイオアッセイに詳しいですから、また後日伺っててください。

というようなことで、ほかに何かありますでしょうか。はい、どうぞ、佐藤委員、どうぞ。
佐藤委員 このまま帰っていけないというふうに先ほど捨てぜりふを言いました。帰っていきません。この中で、先生方ずらっと並んでいて、役所の人間たちがずらっと並んでいて、この中で竹の内の状態というか、一番知っているのは我々なんですね、実は。実はそうなんです。その人間たちがこれでいいのかというふうな心配をしています。

それで、平成16年度に1回計って、平成19年度に1回計ったところだけべたべたと覆土して、それで終わりなのか。まず、それが恒久対策なのかというのが一つね。それで終わりなのかいと。とてもそれでOKだと私は言えないので、11月に来ようか、来ないようにしようか考えていたところなんです、来るとすれば、それでOKだという担保ですね。もう1回15メートルメッシュでもう1回ずらして計りますと。これは当然ですよ。そういうふうなのが可能なかどうかということですね。

それから、竹の内に科学が確立していないと。県はどうしたって汚れない、汚れていないというふうなとり方をしますし、我々は汚れている、汚れているというふうな言い方で、これまでずっと対立してきたわけです。だから、我々も入った、要するに科学を、評価委員会の井戸と、具体的にはそういうことになるんですが、それをきちっとやっていかなければだめだと。我々、とって、皆さんだけが後ろ向きで調査したのを鵜呑みにするわけにはいかないですよ、これは。

だから、多機能性覆土を、これは折れたくはないんですけれども、あちこちやるんだったらば、補完の調査をしてください。これは当たり前だと思います。それで、別のところから出るよと私は思っているところがあります。あそこから出るぞ、ぼんぼんって。そういうふうなことも地元と話し合いながら、やっていかなければならないだろうということでございました。

あとは、それから急がなければならないというのもありますね。あと11月にやって、あと6カ月後にしかやらないみたいな話なので、もう11月は寝ないでやるという、この間委員長にはお願いしたんだけど、現地でやってくださいというお話をいたしました。現地の人たちとお話をしてください。これは是非必要なことで、この中に汚染があるわけではありませぬので、どうぞおいでいただいて、現地で地区のみんなとお話し合いを1回していただくということは、やっぱりしていただかないとだめだと思っております。

須藤委員長 ありがとうございます。何か意見ありますか、いいですか、今の佐藤委員の意見

に対して、よろしいですか。ほかに意見は、いいですね。よろしいですか。

県の方は、これは恒久対策ではないんですよ。さっき言った、私からすると第1期工事というか、そういう理解をしていたんですけども、この辺のところね、ニュアンスが違つとちよつとまずいので、そこだけちよつと次回やりますので。

三部環境生活部長 100%といいますか、我々完全な対策ということにはなかなか難しいんですけども、我々が合理的に対応できる意味では、恒久的対策といいますか、恒久対策ということ。廃止に向けてですね。ということです。

ただ、知事との意見交換会の中でも申し上げておりますけれども、この評価委員会で審議していただきながら、効果なり、あるいはまた安定化に向かっている、いないの判断を得ながらですね、例えばP & T工法を含めてですね、別の措置をやるべきだとかということを含めて、いずれにしましても最終的に対応していくという意味でございます。当面、PRBについてやらないということではなくて、PRBについては、今の工事後の、今の覆土の工事が終わった後にモニタリングをしながら、PRBの必要な時期、対策を、より詳細に私ども事務局がつくってですね、この評価委員会にお出ししながらやっていくという意味で、そういう意味でそのPRBを含めた意味で、当面これを恒久対策というふうに考えていますけれども、その効果についてはこれから後ほどいろいろご審議いただくということを考えています。

須藤委員長 これが恒久ではないでしょう、今日いただいたこの実施設計が、ではないんですよ。そうですね。

三部環境生活部長 はい。これに、ですからPRBも当然加わります。

須藤委員長 佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 今ね、PRBの話ではなくて、多機能性覆土したからといって、あちこち多機能性覆土したからって、PRB不要になるということにはならないんですよ、これは。全然話は別な話なんだから。

須藤委員長 そうですね。

佐藤委員 穴をあけて、中の水の汚れをね、きちつと計ったり、外に流れてこないかを計ったりして、PRBなんですよ。だから、多機能性覆土とPRBというのは連携してこない。そういうふうにごちゃごちゃとやるとね、この前の知事の話みたいになってね、やるのかやらないのか、冠水もそのまま投げておくよみたいなね、脅しになってしまうわけですよ。別々の話ですよ、これは。

須藤委員長 よろしいですか、部長、どうぞ。

三部環境生活部長 済みません。一緒に、PRB 忘れたのではないかとということでちょっととってしまったもので、今話をさせていただきました。

多機能性覆土については、部分的に行ってですね、先ほどお2人の委員からございましたように、その効果なりについて十分調べながら、横から来るのではないかとか、いろんなことがございますので、15メートルメッシュでの調査もあるでしょうし、室長が言いましたように、ほかの方法も含めてですね、我々検討してみたいと思います。

当然この評価委員会の中で、工事後の状況の評価をしていただきながら、どういう対策を次に、多機能性覆土のさらなる展開とか、別の工法とかということを含めて、これはその都度モニタリングの中でやっていくという意味で、続けてまいるという意味での対策を考えてございます。結果として、例えばですが、多機能性覆土が全面ということもあり得るかもしれませんが、また別な形もあるかもしれませんが、そのための必要なデータをそろえていくということで、対応していきたいという意味でございます。

佐藤委員 周りを5メートルメッシュでやるとかね、今多機能性覆土あちこちやったら、周りを5メートルメッシュでもう1回やってみるとか、ノウハウはわかっているんだから、簡単ですよ、そんなのは。

三部環境生活部長 今のご提言も含め、ほかの委員さんもございました。中に含まれている吸収抑制剤の部分の分析なり、一般覆土の部分なり、あるいはメッシュの話について、これは検討させていただきます。

須藤委員長 ということでですね、今日はこの結論は、諮問をいただいたばかりなのでですね、いろいろたくさんのご意見が出ましたので、それを踏まえていただいて、先ほどのバイオアッセイもそうですし、可能なところはどんどん入れていかなければいけないので、最終的な結論は次回にしたいと思いますので、当面のところの諮問いただいた上での質疑応答というのは、この程度にとどめさせていただきます。

それでは、私の役割はここでいいと思いますので、あとは事務局に司会をお返しいたします。

4 閉 会

司会 長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

事務局からのご連絡として、先ほどちょっとお話が出てまいりましたが、次回の委員会でございますが、事前に各委員さんと調整させていただいておりまして、11月13日火曜日に第3回目をお願いしたいと考えております。次回、11月13日火曜日、午後3時からということでよろ

しくお願いいたしたいと思います。

須藤委員長 それでは、これをもって終了させて……。はい、どうぞ、何か、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 お手元にですね、メールの本文とこの会議のメッセージがあります。これをお読みいただいて、本当はこの辺でがたがたとやってほしかったんですが、実はこれをある人に送ったら、メールで返事をいただきました。読んで、この次まで先生方頭の中に入れていただければと思います。ここに、後でお渡ししますけれども、ある先生からこのメッセージをを読んで、こういうふうな感想をいただきました。

「24日の第2回評価委員会に向けて、住民の意見書というか、決意書というかを読みました。19日夜の7時の説明がどのようなものであったのか詳しいことを知らないまま、私の意見を述べさせてもらいます。竹の内に科学を立てる、竹の内を負の遺産にしない、いずれも当然の声明です。特に前者に関しては、例えば県がいかなる対応を打ち出してこようとも、その決定を下すに至った経緯の科学的弁明を住民にわかるように説明する義務があると思っています。」この前はその義務を果たしませんでした。これは私が括弧で言ったんですが、「科学を立てるということの中身は、自然科学だけに限らないと考えられます。例えば対策に要する公費を県がどのレベルに決めたのか。それもいわば社会科学的理由に基づいた決定と言うべきだろうと思います。大切なことは、決定権のあるものは、その決定に関して、科学的説明を必ず求められるべきであるということではないでしょうか」。括弧して、飛びます。

「これから皆さんが出席される委員会でも、いろいろと判断や決定が下されると思いますが、その判断や決定のもとになっているのは、どういう科学的事実なのか。どのような情報に基づいて下される決定なのかを少なくとも関係者全員に納得いく形で説明することです。

住民の代表としての委員は、このことをほかの委員、県の担当者に強く求めていくことが大切ではないでしょうかとあって、私は縛られております。なぜ、どうしてそのようなことに決まるのか、決まったのか、他者の合理的判断を十分満たすような説明が不可欠です。」

説明されて納得できれば、我々こんなことをわざわざ言っていることもなくて、ここに来ることもないわけですね。だから、説明して納得できるような事実、ちゃんとした科学的事実を出してくださいということを、ずっと申し上げております。

須藤委員長 はい、ありがとうございました。

傍聴者 今日は、傍聴者は一切なしですね。

須藤委員長 ええ、事前に、事前にご連絡いただけていないのですね。

傍聴者 代表で一言ぐらい……。

須藤委員長 一言言いたい。では、まあこの際ですから、言いましょう。時間は二、三分にしてくださいよ。はい、はい、いいですよ。

傍聴者 あの、ちょっと失礼します。まあ、2点だけちょっと言わせていただきます。

一つはですね、先ほど委員の方からも、岡田先生ですかね、吸着という話がございました。つまり、覆土に硫化水素がいろいろと有毒物質が吸着するわけですよ。したがって、それは仮に覆土といっても、結局は有害的な、そういう土になるわけです。したがって、これについてはですね、やはりそのままずっと置くということ自体が、やっぱり問題になるわけですね。したがって、やはりいずれ覆土したものについては、これはやっぱり撤去するということにならざるを得ないと思うんです。それについては、委員会でも是非議論いただきたいと思っているんです。

それからもう一つ、期間の問題も出ましたね。何年なんだと。話を聞くと、20年、30年と言うけれども、正直言って、ここにいる私たちも死ぬかもしれない、そのときはね。もう時間かけて何とかなればいいんだという問題ではないので、是非そこは二、三年とか、5年とか、そういう見える段階でこれを無害化して、やっぱり再生するということでないかと思うんです。したがって、もしこの今やっている対策が時間がかかると。これはどうにもならないというのであれば、やはりP & T方式をとって具体的にガスを吸い上げるとか、そういう方式にならざるを得ないのではないかというふうに思いますので、そのことを言っておきたいと思います。

須藤委員長 ありがとうございます。

もし、今度は事前にご連絡ください。そうした上で、今日は特別に最初のことでございましたので、せっかくの機会ですので、ご発言をお願いいたしました。

ということで、審議は次回送りということにしますが、今のような佐藤委員、それから傍聴者のようなことのご意見もありますので、これを含めてもう一度よく考えていただくということにして、今日は、さっきも1回閉会を宣言しましたが、再度閉会を宣言させていただきます。どうもお疲れさまでございました。